

県立高等学校における生徒の多様な受入れのあり方  
に関する検討会議

(第4回)

日時：平成30年7月12日(木)

10:00～

会場：岩手県公会堂 21号室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

県立高等学校における生徒の多様な受入れのあり方に関する検討会議  
報告案について

4 そ の 他

5 閉 会



## 県立高等学校における生徒の多様な受入れのあり方に関する検討会議 設置要綱

(設置)

第1 新たな県立高等学校再編計画の推進に当たり、ふるさと振興の観点等から学校の魅力づくりを推進する地域の取組を踏まえ、生徒の多様な受入れのあり方について検討するため、県立高等学校における生徒の多様な受入れのあり方に関する検討会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 会議は、次の事項について検討を行い、岩手県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に報告する。

- (1) 県外からの入学志願者の受入れのあり方に関する事
- (2) 現状と課題を踏まえた通学区域のあり方に関する事
- (3) その他定員を充足するためのあり方に関する事

(組織等)

第3 会議は、委員15名以内をもって組織する。

2 会議の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係団体の役職員
- (3) 市町村教育長
- (4) 産業関係者
- (5) その他委員として適当と認められる者

(任期)

第4 委員の任期は、第2に掲げる検討が終了するまでとする。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5 会議に、委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第6 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7 会議の庶務は、岩手県教育委員会事務局学校調整課において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月24日から施行する。



# 県立高等学校における生徒の多様な受入れのあり方に関する検討会議

## 委員名簿

(50音順)

氏名	所属・職名等	備考
阿部 徹	岩手県立盛岡工業高等学校長	
五十嵐 のぶ代	岩手県PTA連合会 会長	
伊藤 晃二	宮古市教育委員会 教育長	
金田一文紀	岩手県教職員組合 書記長	
久慈 竜也	株式会社久慈設計 代表取締役社長 岩手県産業教育振興会 理事	
佐々木 秀市	岩手県高等学校教職員組合 書記長	
高橋 清之	前盛岡市立下橋中学校長 岩手県中学校長会 会長	
田代 高章	岩手大学教育学部 教授	
千葉 祐悦	金ヶ崎町教育委員会 教育長	
土川 敦	前岩手県立一関第一高等学校長 岩手県高等学校長協会 副会長	
渡辺 正和	岩手県高等学校PTA連合会 会長	

## 事務局

所 属 ・ 役 職	氏 名
教育長	高 橋 嘉 行
教育次長	岩 井 昭
学校教育課 総括課長	小久保 智 史
学校調整課 首席指導主事兼総括課長	佐 藤 有
学校教育課 首席指導主事兼高校教育課長	里 舘 文 彦
学校調整課 高校改革課長	藤 澤 良 志
学校教育課 高校教育担当 主任指導主事	中 村 智 和
学校教育課 高校教育担当 主任指導主事	上 野 光 久
学校教育課 高校教育担当 指導主事	佐々木 淳
学校教育課 高校教育担当 指導主事	菊 地 健
学校調整課 高校改革担当 主任指導主事	宇夫方 聰
学校調整課 高校改革担当 主査	梅 澤 貴 次
学校調整課 高校改革担当 指導主事	市 丸 成 彦
学校調整課 高校改革担当 指導主事	谷 地 信 治